

浜松市立中央図書館業務アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立中央図書館業務アドバイザー（以下「図書館アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、図書館アドバイザーとは、浜松市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）が行う郷土資料収集、市史編さんに関する資料収集及び活用、市民講座の開催その他図書館事業に関し、活動業務に専門的知識を有するものとして業務の執行及び職員及び図書館利用者への助言又は指導を行う者をいう。

(職務)

第3条 図書館アドバイザーの職務は、次の各号に掲げる事項の助言及び指導を行うこととする。

- (1) 市史編さん業務において収集した資料の整理保存、目録作成
- (2) 郷土に関連した資料の収集・整理保存
- (3) 郷土資料室業務の支援（市民講座の開催の支援）及び図書館職員の育成
- (4) 中央図書館に関する広報・啓発活動
- (5) 図書館展示及び図書館イベントの実施
- (6) その他、中央図書館長が依頼する業務

(秘密の保持)

第4条 図書館アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委嘱)

第5条 図書館アドバイザーは、第2条に規定する者に、中央図書館長が委嘱する。

2 図書館アドバイザーは、浜松市職員の身分を有しない。

(委嘱期間)

第6条 図書館アドバイザーの委嘱期間は1年以内とし、年度を超えないものとする。

2 図書館アドバイザーは再委嘱することができる。

(解嘱)

第7条 中央図書館長は、心身の故障その他特別の理由があると認めるときは、図書館アドバイザーを解嘱することができる。

(謝礼)

第8条 中央図書館長は、図書館アドバイザーに対し、別に定めるところにより謝礼を支払うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。